

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

教員の負担軽減及び学校教育の情報化等、教育環境への変化に対応し、教育行政の充実を図ることを目的に、本条例における教育委員会の事務局及び教育機関の職員定数を一つにまとめる改正を行うため、この案を提出する。

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>145人</u> (6) <u>教育委員会の所管に属する教育機関の職員 259人</u> (7)～(9) [略]	(職員の定数) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>404人</u> (6)～(8) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。